

# 令和2年度 京都市立醍醐小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 いじめ対策委員会

### ① 委員会名 醍醐小学校いじめ根絶対策委員会

### ② 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー

### ③ 開催時期

定例委員会は、第4月曜日に開催（緊急対応の場合は、この限りではない。）

### ④ 児童・保護者への周知方法

ホームページや学校だよりで4月に知らせる。

### ⑤ 委員会として取り組む内容

- ア 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- イ 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ウ 各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- エ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- オ 重大事態に対する判断と対応
- カ 関係機関、専門機関との連携対応

- キ 入学時・年度の開始時等に、児童、保護者、学校運営協議会やPTA等に説明し、理解と協力を得る。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ・学習環境の整備

- ア 机、椅子、ロッカー等の整理整頓、清掃等を確実に行う。
- イ 画鋲、フックなど危険な物がないか、こまめに確認する。
- ウ 教室前面は掲示物を特に厳選し、視覚的な刺激を減らす。
- エ 掲示物をこまめに確認し、剥がれかけていれば直す。

##### ・授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ア 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- イ 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ウ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- エ 全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

##### ・道徳教育、人権教育の充実

- ア 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- イ 休日参観では、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「特別の教科 道徳」等、人権に関する授業公開を実施し、保護者に理解や協力を求める。

##### ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ア 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- イ 学校行事（運動会や音楽会、登山会等）を通して人間関係づくりを行う。
- ウ 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- エ 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。

##### ・児童生徒同士の絆づくり

- ア 10月のハートフルウイーク（人権週間）の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- イ 異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ウ 非行防止教室を積極的に活用し、学校自治をめざす。

#### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

##### ・日常の児童生徒に関する情報共有

- ア 生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- イ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ウ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

## ・児童生徒に対する定期的な調査

### ア アンケートの実施

- a いじめ記名式アンケートを前期（6月），後期（11月）に実施。尚，4～6年生については，クラスマネジメントシートを活用する。
- b 学校評価の児童によるアンケート（記名式）において，「いじめ」の項目を入れ，実態の把握に努める。

### イ 教育相談の実施

7月と1月に，「教育相談週間」を設定し，相談活動を積極的に行う。その際，各担任は必ずアンケートの結果を把握し，児童の観察に努める。

## ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

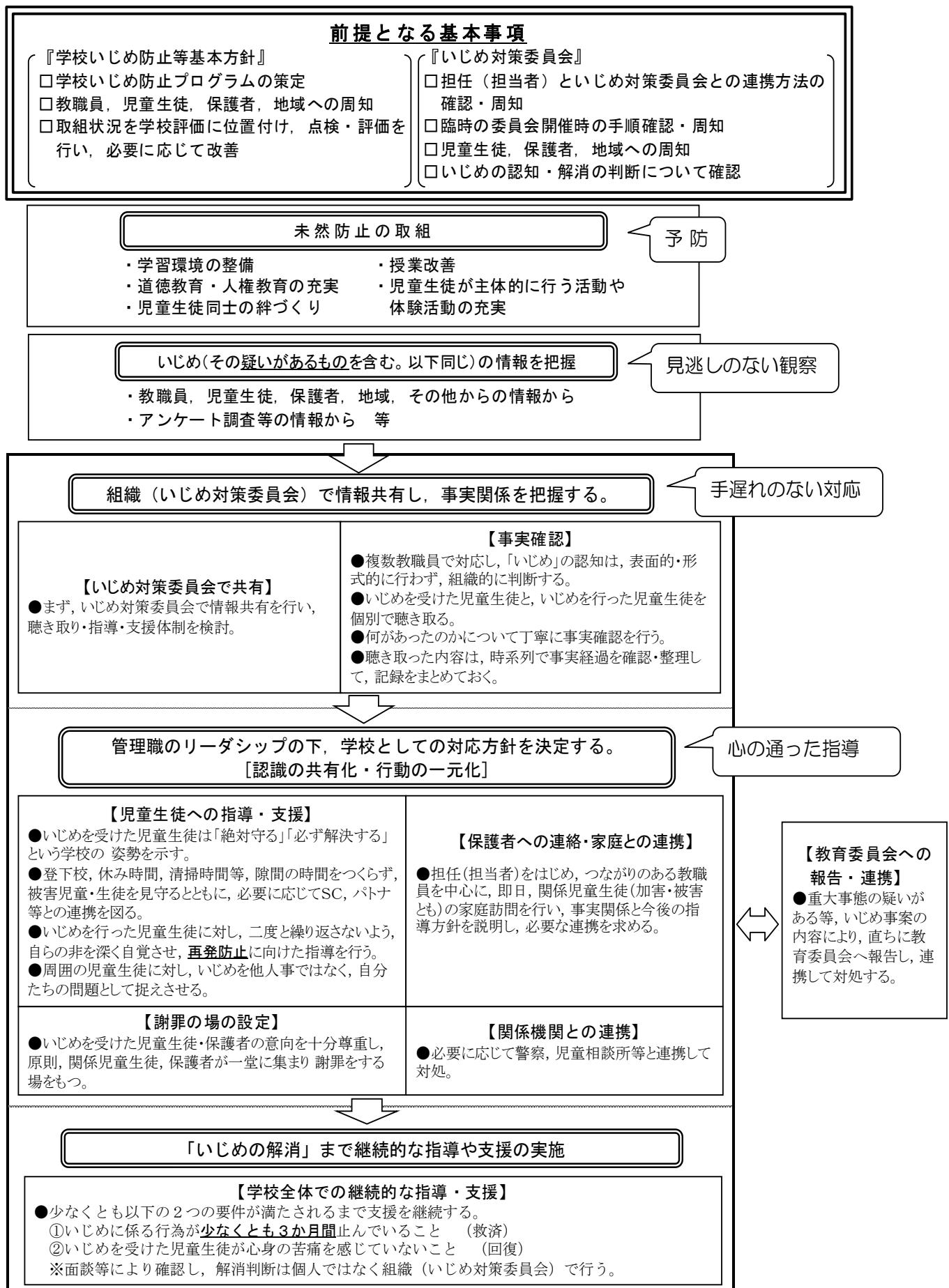
児童に丁寧に聴き取りを実施し，各クラス・各学年間だけでなく，いじめ対策委員会で共有し，いじめの早期発見・適切な初期対応等，いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。

## （3）いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ・基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し，今後の対応等について検討する。その際，「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ，いじめの有無の確認について，被害児童の支援や加害児童への指導，周りの児童の状況把握，教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携，保護者への連絡や対応等について努めるとともに，解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

## ・いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応
  - a 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
  - b 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を実施し、児童への意識啓発を図る。
  - c ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
  - a いじめ問題の事例を学校の教師全体で話し合い、率直な意見交換をし、対策を協議することが実際のいじめ事象があったときに学校を挙げて即座に対応するのに効果的であると考え、いじめ問題にかかわる事例研修を計画的に実施する。
  - b 一人の児童を複数の教師で見て多面的に情報を収集するとともに、児童の人間関係を客観的に把握しなければならない。そこで、学年団（1・2年、3・4年、5・6年）の教員で、教科の交換授業や特別活動等の合同授業を採り入れる。そして学年団の会議では、交換授業や合同授業における児童全體についての状況を必ず話題にするようにして、いじめ問題の解消に資するようにする。

#### （4）教職員の資質能力向上の取組

- ・内容

「醍醐小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「クラスマネジメントシート結果を基にした研修」

- ・実施時期

5月、8月、9月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。

### 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- a 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「醍醐小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- b 「特別の教科 道徳」や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- c 醍醐小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「醍醐小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- d いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- e 平素からスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及びスクールソポーターとの連携を密にしておく。

### 5 重大事態への対処

- ・基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要

な情報を適切に提供する。

### ・重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。)であるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして調査・報告する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

「※ 新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて一部の予定を  
変更いたします。」

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」	【共通】 ・入学式 ・学級開き ・全校朝会で児童に説明 ・「あいさつ運動」強化週間 ・1年生を迎える会	・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年）	・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者啓発 ・家庭訪問週間 ・ホームページや学校だよりにいじめ対策委員会について記載する
5	・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる児童の確認」 ・生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気になる児童の共有」	【共通】 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す		・憲法月間「学校だより」や「朝会」において啓発 ・家庭訪問週間
6	・いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向け 「学校評価アンケートの実施に向け て」①	【共通】 ・休日参観で全学級「特別の教科道徳」を公開 【6年】情報モラル教室	・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① ・教育相談週間（個別面談）①	・休日参観②（特別の教科 道徳公開授業） ・保護者向け啓発パンフレット配布 ・PTA総会で啓発
7	・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」	【共通】 ・夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする 【3年】非行防止教室	・クラスマネジメントシートの実施 ①（4～6年）、学年集約と共有 ・無記名アンケート	・個人懇談会 ・前期学校評価アンケートを実施

			の実施（1～3年） ・前期学校評価アンケートを実施	
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C A サイクル」</li> <li>・生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C A サイクル」</li> <li>・小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あいさつ運動」強化週間</li> </ul> <p>【4年】みさきの家野外活動</p>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」</li> <li>・生徒指導校内研修会③ 「いじめ等、気になる児童の共有（年度途中経過）」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> </ul> <p>【3年】花背山の家（日帰り） 【4年】ケータイ教室（予定）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地生連で「いじめ問題」の講演会</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」</li> <li>・職員会 「学校評価アンケートの結果の共有」①</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハートフルウィーク（人権週間）</li> <li>・ハートフルタイム（人権集会）</li> <li>・人権標語の作成と発表</li> </ul> <p>【5年】奥越高原長期宿泊学習</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観③（人権啓発）</li> <li>・学級懇談会②の中で保護者啓発</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・醍醐音楽会</li> <li>・ふるさと醍醐登山会（たてわり）</li> </ul> <p>【6年】小中連携（オープンスクール） 【1・2・3・4年】薬物乱用防止教室（予定）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有②</li> <li>・教育相談週間（個別面談）②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会で説明と評価①</li> <li>・家庭教育学級（子育て広場）</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C A サイクル」</li> <li>「学校評価アンケートの実施に向けて」②</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なわとび集会（たてわり）</li> </ul> <p>【6年】非行防止教室（予定） 【6年】修学旅行 【6年】社会見学（市内めぐり） 【5・6年】薬物乱用防止教室（予定）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権月間「学校だより」で啓発</li> <li>・個人懇談会</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マラソン大会</li> <li>・「あいさつ運動」強化週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期学校評価アンケートを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地生連で広報</li> <li>・ふれあいパーク</li> <li>・前期学校評価アンケートを実施</li> </ul>

2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」</li> <li>・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」</li> <li>・職員会 「学校評価アンケートの結果の共有」②</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作品展</li> </ul> <p>【5年】スチューデントシティー学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスマネジメントシートの実施 ②（4～6年）, 学年集約と共有</li> <li>・無記名アンケートの実施（1～3年）, 学年集約と共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新1年入学説明会で校長から講話</li> <li>・授業参観④</li> <li>・学級懇談会③の中で保護者啓発</li> <li>・少年補導研修会で啓発</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」</li> <li>・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C Aサイクル」 「次年度の基本方針の確認」</li> </ul>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6年生を送る会</li> <li>・卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度に向け, アンケート等の結果の学年集約（全学年）</li> <li>・アンケート原本の保管（5年保存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会で説明と評価②</li> </ul>

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「学校いじめ防止プログラムの見直し」（P D C Aサイクル 8月・12月・3月）
- ・「学校評価アンケートの実施」と「学校評価アンケートの結果の共有」
- ・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。